

新型コロナウイルス感染症：各種問い合わせ・申請窓口

令和2年6月8日時点

朝倉市作成

分類	項目	項番	内容	内容詳細	窓口
税金	市税納税相談	1	市税の納税が困難な方	市税を納期限までに納付することが困難となった場合は、収納対策課に相談ください。	収納対策課管理収納係 0946-22-1111 (内線165、164)
	固定資産税	2	固定資産税の課税標準額の軽減(申告)	中小事業者等が所有する家屋及び償却資産に対する令和3年度固定資産税課税標準の軽減措置申告については、減額措置申告様式及び添付が必要な認定証様式を国で作成中です。詳細が決まりましたらホームページ等でお知らせをいたします。	税務課資産税係 0946-22-1111 (内線158、166)
	確定申告	3	所得税の確定申告期限の延長	4月17日以降でも随時受付しています。事前に電話予約が必要です。	甘木税務署 0946-22-2720
	市県民税	4	市県民税申告期限の延長	4月17日以降でも随時受付しています。郵送することもできます。	税務課住民税係 0946-22-1111 (内線 160、162)
支援	特別定額給付金	1	特別定額給付金【朝倉市】	特別定額給付金(1人10万円)を支給します。 申請者：世帯主(世帯単位)	特別定額給付金対策室 0946-28-7609
	特別定額給付金	2	配偶者からの暴力を理由に避難している方への支援	特別定額給付金の交付にあたり、配偶者からの暴力を理由に避難している方で、事情により令和2年4月27日以前に今お住いの市町村に住民票を移すことができない方は、男女共同参画センターへご相談ください。 ( <a href="http://www.city.asakura.lg.jp/www/contents/1587686658676/index.html">http://www.city.asakura.lg.jp/www/contents/1587686658676/index.html</a> )	男女共同参画センターあすみん 0946-62-3375
	一般相談	3	新型コロナウイルス感染症に関する相談【福岡県】	新型コロナウイルス感染症に関する一般相談窓口 TEL 092-643-3288 (24時間対応) FAX 092-643-3697	【福岡県】 092-643-3288(24時間対応) FAX 092-643-3697
	セーフティネット	4	セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証等【朝倉市】	新型コロナウイルス感染症の影響を受けているまたは、その恐れがある中小企業・小規模事業者を対象とした相談窓口 セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証等	商工観光課商工労働係(朝倉支所内) 0946-28-7862 開庁日：8時30分～17時15分
	持続化給付金	5	感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧とさせていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。農業、漁業、製造業、飲食業、小売業、作家・俳優業など幅広い業種で、事業収入(売上)を得ている法人・個人の方が対象となりますので、本制度の活用をご検討ください。【国】	【給付対象の主な要件】 ①新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。 ②2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。 ③法人の場合は、 (Ⅰ) 資本金の額または出資の総額が10億円未満、又は、 (Ⅱ) 上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。 【給付額】 法人：最大200万円 個人事業者：最大100万円 ※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とする。  ※令和2年6月12日(金)より朝倉市に申請サポートセンターが開設されます。(事前予約が必要となります)	持続化給付金事業コールセンター 直通番号：0120-115-570 IP電話専用回線：03-6831-0613 (※通話料がかかります) 受付時間：8時30分～19時00分 ※6月(毎日)、7月から12月(土曜日を除く)
	福岡県持続化緊急支援金	6	新型コロナウイルスの感染拡大により、大きな影響を受けた事業者に対して、事業の継続を支援し、再起の糧とさせていただくため、事業全般に広くお使いいただける支援金を給付するものです。この支援金は、国の「持続化給付金」の対象とならない事業者に対して、1回限り給付するものです。【福岡県】	【給付対象の主な要件】 ・2020年1月以降、申請日の属する月の前月までの期間(以下「対象期間」という。)のうち、ひと月の売上が前年同月比30%以上50%未満減少した月があること。 ・対象期間のうち、前年同月比50%以上減少した月がひと月もないこと。 ・国の「持続化給付金」を申請していないこと。 【給付額】 法人：最大50万円 個人事業者：25万円 ※給付は1回限りとなります。	福岡県持続化緊急支援金 相談窓口 0570-094-894 受付時間：9時00分～17時00分 ※(平日)
	朝倉市中小企業等持続化支援金	7	朝倉市では、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、売上の減少が生じている事業者に対して、市独自の取り組みとして支援金を給付します。【朝倉市】	【給付対象の主な要件】 ・朝倉市内に主たる事業所又は従たる事業所を有する中堅・中小法人、個人事業者(個人農業者は含みません)または、医療法人、農業法人、NPO法人など、会社以外の法人 ・国の「持続化給付金」(50%以上)の対象外の事業者であること。かつ、令和2年2月～6月のいずれかの月の売上額(見込みを含む)が、前年同月比で15%以上49%以下減少していること。 【給付額】 法人：10万円 個人事業者(※個人農業者を除く)：5万円 ※給付は1回限りとなります。	【書類提出先・問い合わせ先】 朝倉商工会議所 0946-22-3835 受付：8時30分～17時15分(平日)  朝倉市商工会 0946-52-0021 受付：8時30分～17時15分(平日)  【問い合わせ先】 朝倉市商工観光課 0946-28-7862 受付：8時30分～17時15分(平日)

分類	項目	項番	内容	内容詳細	窓口	
支援	経営・資金繰り支援	8	関係団体の新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ先【福岡県】	新型コロナウイルス感染症の影響を受けているまたは、その恐れがある中小企業・小規模事業者の経営・資金繰り支援に関する相談窓口 【参照：福岡県ホームページ】 ( <a href="https://www.pref.fukuoka.lg.jp/press-release/corona-020131.html">https://www.pref.fukuoka.lg.jp/press-release/corona-020131.html</a> )	【フリーダイヤル経営相談窓口】 コロナ なく(なれ) 0120-567-179 (通話無料) 平日・土日・祝日9時から17時 福岡県商工部中小企業振興課 092-643-3424 福岡県中小企業振興事務所 092-622-1040 (公財)福岡県中小企業振興センター 092-622-5432	
		9	関係団体の新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ先【福岡県信用保証協会】	新型コロナウイルス感染症の影響を受けているまたは、その恐れがある中小企業・小規模事業者の経営や資金繰り等に関する相談窓口 【参照：福岡県信用保証協会ホームページ】 ( <a href="https://www.fukuoka-cgc.or.jp/news/more.php?content_id=915&amp;offset=0">https://www.fukuoka-cgc.or.jp/news/more.php?content_id=915&amp;offset=0</a> )	福岡県信用保証協会本所保証統括部 092-415-2604 福岡県信用保証協会久留米支所 0942-38-1022	
	中小企業・小規模事業者支援	10	関係団体の新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ先【経済産業省】	新型コロナウイルス感染症の影響を受けているまたは、その恐れがある中小企業・小規模事業者を対象とした相談窓口 【参照：九州経済産業局ホームページ】 ( <a href="https://www.kyushu.meti.go.jp/seisaku/chusho/oshirase/200129_1.html">https://www.kyushu.meti.go.jp/seisaku/chusho/oshirase/200129_1.html</a> )	九州経済産業局 産業部中小企業課 092-482-5447	
		11	関係団体の新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ先【市内商工団体】	新型コロナウイルス感染症の影響を受けているまたは、その恐れがある中小企業・小規模事業者を対象とした相談窓口	朝倉商工会議所 0946-22-3835	
		12	関係団体の新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ先【市内商工団体】	新型コロナウイルス感染症の影響を受けているまたは、その恐れがある中小企業・小規模事業者を対象とした相談窓口	朝倉市商工会 0946-52-0021	
	金融機関との取引	特別貸付金融支援	13	関係団体の新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ先【財務省】	新型コロナウイルス感染症の影響を受けているまたは、その恐れがある中小企業・小規模事業者を対象とした金融機関等のお取引に係る相談窓口 【参照：福岡財務支局ホームページ】 ( <a href="http://fukuoka.mof.go.jp/html/osirase/corona_00001.html">http://fukuoka.mof.go.jp/html/osirase/corona_00001.html</a> )	福岡財務支局 092-433-8066
			14	関係団体の新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ先【政府系金融機関】	「新型コロナウイルス感染症特別貸付」をはじめとした金融支援 【参照：商工中金ホームページ】 ( <a href="https://www.shokochukin.co.jp/disaster/corona.html">https://www.shokochukin.co.jp/disaster/corona.html</a> )	㈱商工組合中央金庫久留米支店 0942-35-3381
		15	関係団体の新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ先【政府系金融機関】	「新型コロナウイルス感染症特別貸付」をはじめとした金融支援 【参照：日本政策金融公庫ホームページ】 ( <a href="https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynt/covid_19.html">https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynt/covid_19.html</a> )	日本政策金融公庫久留米支店 0942-34-1212	
		特別労働相談	16	関係団体の新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ先【厚生労働省】	特別労働相談に関する相談窓口	厚生労働省福岡労働局 092-411-4764
		雇用調整助成金	17	関係団体の新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ先【厚生労働省】	雇用調整助成金に関する相談窓口	福岡助成金センター 092-411-4701 (内線4967)
		小学校等臨時休業保護者支援	18	関係団体の新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ先【厚生労働省】	小学校等の臨時休業に対応する保護者支援等に関するコールセンター	学校等休業助成金・個人向け緊急小口資金相談コールセンター 0120-60-3999
		休暇休業解雇等	19	関係団体の新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ先【福岡県】	休暇、休業、解雇等労働に関する相談窓口	福岡労働者支援事務所 092-735-6149
		海外ビジネス支援	20	関係団体の新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ先【福岡県】	海外ビジネス支援に関する相談窓口	福岡県商工部新事業支援課 092-643-3430 福岡アジアビジネスセンター 092-710-6195
		事業者・労働者向け法律相談	21	関係団体の新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ先【福岡県弁護士会】	事業者等への影響に関する事業者・労働者向け法律相談窓口 2020年6月30日までの毎週火曜・木曜 事業者向け相談：10時～13時 非事業者向け相談：13時～16時	福岡県弁護士会 092-753-6364

分類	項目	項番	内容	内容詳細	窓口
支援	国民健康保険	22	朝倉市の国民健康保険被保険者で新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対して、傷病手当金を支給します。 【朝倉市】	【対象者】 朝倉市の国民健康保険の被保険者のうち、以下の条件を満たす方。 ①被用者等であること。（雇用されて働いている方など） ②新型コロナウイルス感染症に感染した（または感染した疑いがある）方であること。 【支給対象日数】 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、勤務を予定していた日 【支給額】 （直近の継続した3か月間の給与等の合計額）÷（就労日数）×3分の2×支給対象となる日数  ※1日あたりの支給額には上限があります。 また、対象となる日数に対して、給与等の全額または一部を受けることができる場合は、傷病手当金の全部または一部が支給できません。  詳細について ■ホームページURL <a href="http://www.city.asakura.lg.jp/www/contents/1588893597665/index.html">http://www.city.asakura.lg.jp/www/contents/1588893597665/index.html</a>	保険年金課国民健康保険係 0946-28-7558
	後期高齢者医療	23	朝倉市の後期高齢者医療被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染し（または感染が疑われ）、療養のために労務に服することができなかった被用者等に対して、傷病手当金を支給します。 【朝倉市】	【対象者】 朝倉市の後期高齢者医療の被保険者のうち、以下の条件を満たす方。 ①被用者等であること。（雇用されて働いている方など） ②新型コロナウイルス感染症に感染した（または感染した疑いがある）方であること。 【支給対象日数】 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、勤務を予定していた日 【支給額】 （直近の継続した3か月間の給与等の合計額）÷（就労日数）×3分の2×支給対象となる日数  ※1日あたりの支給額には上限があります。 また、対象となる日数に対して、給与等の全額または一部を受けることができる場合は、傷病手当金の全部または一部が支給できません。	保険年金課後期高齢者医療係 0946-28-7557
	国民年金保険料の免除	24	新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料免除について 【朝倉市】	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などが生じて所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として、国民年金保険料の免除申請（免除・納付猶予及び学生納付特例）ができます。本人申告の所得見込額の申立が必要になるため、被保険者・配偶者・世帯主のうち、収入が減少した人の令和2年2月以降で収入が大幅減少した月の収入と必要経費が確認できるものを持参し、ご相談ください。 詳しくは、日本年金機構のホームページ（ <a href="https://www.nenkin.go.jp/">https://www.nenkin.go.jp/</a> ）をご覧ください。	南福岡年金事務所 092-552-6112 保険年金課国民年金係 0946-28-7560 （朝倉・杷木支所受付可）
お知らせ	消費者への注意喚起	1	関係者の新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ先 【消費者庁】	新型コロナウイルス感染症の拡大に対応する際に消費者として注意すること 【参照：消費者庁ホームページ】 ( <a href="https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/notice_200227.html">https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/notice_200227.html</a> )	詳細は、消費者庁のホームページを参照ください。
		2	関係者の新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ先 【独立行政法人国民生活センター】	新型コロナウイルス感染症の拡大に対応する際に消費者として注意すること 【参照：独立行政法人国民生活センターホームページ】 ( <a href="http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/coronavirus.html">http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/coronavirus.html</a> )	詳細は、独立行政法人国民生活センターのホームページを参照ください。
		3	関係者の新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ先 【福岡県消費生活センター】	新型コロナウイルス感染症の拡大に対応する際に消費者として注意すること 【参照：福岡県消費生活センターホームページ】 ( <a href="https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shouhiseikatsu.html">https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shouhiseikatsu.html</a> )	福岡県消費生活センター 092-632-0999 月曜～金曜 9時～16時30分 日曜 10時～16時
		4	関係者の新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ先 【朝倉市消費生活センター】	新型コロナウイルス感染症の拡大に対応する際に消費者として注意すること	朝倉市消費生活センター（朝倉支所内） 0946-52-1128 開庁日：10時～16時

分類	項目	項番	内容	内容詳細	窓口
農業関係	情報照会	1	新型コロナウイルスに関する情報 【九州農政局】	新型コロナウイルスに関する情報 ■ホームページURL <a href="https://www.maff.go.jp/kyusyu/202003.html#kinntuu">https://www.maff.go.jp/kyusyu/202003.html#kinntuu</a>	九州農政局企画調整室 直通：096-300-6010 増設：096-300-6469
	支援制度相談	2	農業者の相談窓口 【福岡県】	経営相談・対応可能な支援制度の紹介 ■ホームページURL <a href="https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/200311shiennsaku.html">https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/200311shiennsaku.html</a>	朝倉農林事務所（総務課） 0946-22-2730 朝倉普及指導センター 0946-22-2551
	J A相談	3	新型コロナウイルスに関する問合せ 【J A筑前あさくら】	新型コロナウイルスに関する問い合わせ	J A筑前あさくら総務部リスク管理室 0946-23-2700
	融資相談	4	農業者の融資相談 【日本政策金融公庫】	融資や返済に関する相談 ■ホームページURL <a href="https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynt/covid_19.html">https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynt/covid_19.html</a>	㈱日本政策金融公庫福岡支店 092-451-1780
	その他	5	農業者の相談 【朝倉市】	上記の相談先を紹介しています	農業振興課：0946-52-1427
林業関係	支援制度相談	1	林業者の相談窓口 【福岡県】	経営相談・対応可能な支援制度の紹介 ■ホームページURL <a href="https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/200311shiennsaku.html">https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/200311shiennsaku.html</a>	朝倉農林事務所（総務課） 0946-22-2730 農林業総合試験場資源活用研究センター：0942-45-7868
	融資相談	2	林業者の融資相談 【日本政策金融公庫】	融資や返済に関する相談 ■ホームページURL <a href="https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynt/covid_19.html">https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynt/covid_19.html</a>	㈱日本政策金融公庫福岡支店 092-451-1780
	その他	3	林業者の相談 【朝倉市】	上記の相談先を紹介しています	農林課林務係：0946-28-7864
市営住宅	困窮者対策	1	住宅に困窮する方への市営住宅の一時提供	新型コロナウイルス感染症の影響による解雇や離職等により、住居に困窮する方へ市営住宅を一時的に提供します。	都市計画課住宅係 0946-22-7582 <a href="https://www.city.asakura.lg.jp/www/contents/1586165898536/index.html">https://www.city.asakura.lg.jp/www/contents/1586165898536/index.html</a>
新型コロナウイルス提供情報	症状のある方の相談	1	新型コロナウイルス感染症の相談窓口 【北筑後保健福祉環境事務所】	・症状のある方の相談 ・その他、新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ *症状のある方は、直接医療機関等に行かず、必ず電話で相談してください。	○平日8：30～17：15 帰国者・接触者相談センター（北筑後保健福祉環境事務所） 0946-22-9886 ○夜間・休日 福岡県保健所夜間緊急連絡 092-471-0264
	相談窓口	2	新型コロナウイルス感染症に関する一般相談窓口【福岡県】	新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談	福岡県新型コロナウイルス感染症一般相談窓口（24時間対応） 092-643-3288 FAX 092-643-3697
	情報提供	3	朝倉市で感染者が発生した場合【朝倉市】	県と同じ情報をホームページでお知らせします。	健康課健康増進係 0946-22-8571
健診等	健康診査	1	健康診査 【朝倉市】	集団健診（がん検診含む）は、5月・6月は中止しています。代替日については、決定し次第ホームページや広報でお知らせします。	健康課健診係 0946-22-0399
	乳幼児健診	2	乳幼児健診 【朝倉市】	集団での乳幼児健診は中止しています。現在、受診に向けて調整中です。決定し次第、対象者に郵送でお知らせします。	健康課健康増進係 0946-22-8571
	育児相談	3	育児相談・離乳食教室 【朝倉市】	集団での教室・相談は中止しています。個別の相談は「子育て相談センターあさくらっこ」でお受けします。	あさくらっこ 健康課0946-28-7340 子ども未来課0946-28-7568
	妊婦	4	妊婦へのマスク提供 【朝倉市】	国から届き次第、妊婦さんに郵送でお渡しします。	健康課健康増進係 0946-22-8571
高齢者	介護サービス相談	1	高齢者の相談窓口 【朝倉市】	介護サービスをはじめとする高齢者の相談	介護サービス課 0946-28-7585 0946-28-7586
子育て世帯への支援・減免	子育て臨時給付金	1	子育て世帯への臨時特別給付金 【朝倉市】	子育て世帯の生活を支援する取組として、児童手当（本則給付）を受給する世帯（0歳～中学生のいる世帯）に対し、臨時特別給付金（一時金）を支給する。	子ども未来課子育て支援係 0946-28-7568
	子育て支援	2	子育て世帯への支援事業 【朝倉市】	経済的影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組として、児童扶養手当を受給する世帯及び就学援助を受給する世帯に対し、お米（地元産）を支給する。	子ども未来課子育て支援係 0946-28-7568 教育課学校教育係 0946-22-2333
	臨時出産祝い金	3	臨時特別出産祝い金 【朝倉市】	国の特別定額給付金の基準日を過ぎて生まれた子どもを対象に子ども1人当たり5万円を支給する。	子ども未来課子育て支援係 0946-28-7568

分類	項目	項番	内容	内容詳細	窓口
福祉 支援・貸付	自立相談支援	1	自立相談支援事業【朝倉市】	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれがある生活困窮者に対して、幅広い相談支援を行う。	福祉事務所保護係 0946-22-1111（内線122）
	住居確保給付金	2	住居確保給付金の支給【朝倉市】	離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある者に対して、住居確保給付金を支給する。	福祉事務所保護係 0946-22-1111（内線122）
	緊急小口資金（特例）	3	緊急小口資金の貸付・一時的な資金が必要な方（主に休業された方）【朝倉市社会福祉協議会】	【貸付対象者】 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯 【貸付上限】 ・学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内 ・その他の場合、10万円以内 【据置期間】1年以内【償還期限】2年以内【貸付利子】無利子	朝倉市社会福祉協議会 0946-22-7834 【平日】8:30～17:15
	総合支援資金（特例）	4	総合支援資金（生活支援費）の貸付・生活の立て直しが必要な方（主に失業された方）【朝倉市社会福祉協議会】	【貸付対象者】 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯 【貸付上限】（二人以上）月20万円以内、（単身）月15万円以内 ※貸付期間は原則3月以内 【据置期間】1年以内【償還期限】10年以内【貸付利子】無利子 【要件】自立相談支援事業等による継続的な支援を受けること	朝倉市社会福祉協議会 0946-22-7834 【平日】8:30～17:15
人権	相談窓口	1	人権に関する相談窓口【朝倉市】	感染者や関係者に対する誹謗中傷、偏見、差別行為に関すること	人権・同和対策課 （人権・同和対策係） 0946-52-1174
		2	DV等の相談窓口【朝倉市】	新型コロナウイルス感染拡大防止のために、外出の自粛や休業・休校等の対応が行われています。このことに伴い、DVなどのリスクが高まることが懸念されます。ひとりで悩まず相談してください。 ( <a href="http://www.city.asakura.lg.jp/www/contents/1514429005620/index.html">http://www.city.asakura.lg.jp/www/contents/1514429005620/index.html</a> )	男女共同参画センターあずみん 0946-62-3375
ゴミ 収集等	家庭ごみの出し方	1	家庭ごみ【朝倉市】	新型コロナウイルス感染予防に係る家庭ごみ収集について、および家庭でのマスク等の捨て方について、市ホームページに掲載しています。 <a href="http://www.city.asakura.lg.jp/www/contents/1586501093752/index.html">http://www.city.asakura.lg.jp/www/contents/1586501093752/index.html</a>	環境課リサイクル推進係 0946-23-1153 （夜間・休日） 0946-22-1111
	医療機関向け	2	医療関係ごみ【朝倉市】	新型コロナウイルス等による感染性廃棄物の適正な処理等を更に推進するため、それらの現場の理解促進に資するチラシ（環境省作成）を市ホームページに掲載しています。 <a href="http://www.city.asakura.lg.jp/www/contents/1586503893325/index.html">http://www.city.asakura.lg.jp/www/contents/1586503893325/index.html</a>	環境課リサイクル推進係 0946-23-1153 （夜間・休日） 0946-22-1111
	狂犬病	3	狂犬病予防集団注射【朝倉市】	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、狂犬病予防集団注射は中止しています。飼い主の方は、動物病院で狂犬病予防注射を接種してください。	環境課環境係 0946-23-1153 （夜間・休日） 0946-22-1111
火葬場	火葬相談	1	火葬場【朝倉市】	火葬場予約受付・火葬関係相談 火葬場での新型コロナウイルス感染症集団感染防止のための対応を、市ホームページに掲載しています。 <a href="http://www.city.asakura.lg.jp/www/contents/1586415397810/index.html">http://www.city.asakura.lg.jp/www/contents/1586415397810/index.html</a>	環境課リサイクル推進係 0946-23-1153 （夜間・休日） 0946-22-1111
	同上 時間外	2	火葬場【朝倉市】	【時間外】（平日17時15分～翌日8時30分、土、日、祝日）火葬場予約受付・火葬許可証発行	朝倉市役所警備員室 0946-22-1111

分類	項目	項番	内容	内容詳細	窓口
民間	支払期限延長	1	電話料金等の支払い【NTT西日本】	お支払い期限が2020年2月末日以降となっている料金について、各社サービス料金等のお支払いを期限までに行うことが困難となっているお客さまからお申し出があった場合、2020年6月末日までお支払い期限を延長	NTT西日本 NTTファイナンス料金センター 0800-333-5550 受付時間 9:00~17:00(土日祝日年末年始を除く) <a href="https://www.ntt-west.co.jp/news/2003/200319a.htm">https://www.ntt-west.co.jp/news/2003/200319a.htm</a>
	支払期限延長	2	電話料金等の支払い【NTTコミュニケーションズ】	お支払い期限が2020年2月末日以降となっている料金について、各社サービス料金等のお支払いを期限までに行うことが困難となっているお客さまからお申し出があった場合、2020年6月末日までお支払い期限を延長	NTTコミュニケーションズ NTTコミュニケーションズビルングカスタマセンター 〈電話サービス、個人向けOCNサービス等〉 0120-506100 〈法人向けNWサービス等〉 0120-047128 受付時間 9:00~17:00(土日祝日年末年始を除く) <a href="https://www.ntt-west.co.jp/news/2003/200319a.htm">https://www.ntt-west.co.jp/news/2003/200319a.htm</a>
	支払期限延長	3	電話料金等の支払い【NTTドコモ】	お支払い期限が2020年2月末日以降となっている料金について、各社サービス料金等のお支払いを期限までに行うことが困難となっているお客さまからお申し出があった場合、2020年6月末日までお支払い期限を延長	NTTドコモ NTTファイナンス料金センター 0800-333-0500 受付時間 9:00~17:00(土日祝日年末年始を除く) <a href="https://www.ntt-west.co.jp/news/2003/200319a.htm">https://www.ntt-west.co.jp/news/2003/200319a.htm</a>
	支払期限延長	4	電話料金等の支払い【KDDI】	お支払い期限が2020年2月25日以降となっている料金について、お客さまからのお申し出があった場合に、2020年6月末日までお支払い期限を延長	KDDI 法人のお客さま 法人お客さまセンター 0077-7007(無料) 0120-921-919(無料) 9:00~18:00(土・日・祝日・年末年始を除く) 個人のお客さま お客さまセンター au携帯電話から 局番なし157(無料) 一般電話から 0077-7-111(無料) 9:00~20:00(年中無休) <a href="https://news.kddi.com/kddi/corporate/newsrelease/2020/03/19/4339.html">https://news.kddi.com/kddi/corporate/newsrelease/2020/03/19/4339.html</a>
	支払期限延長	5	電話料金等の支払い【ソフトバンク】	お支払い期限が2020年2月25日以降となっている料金について、お客さまからのお申し出があった場合に、2020年6月末日までお支払い期限を延長	ソフトバンクの移動通信サービス 0800-170-4535(午前10時~午後6時、平日のみ) <a href="https://www.softbank.jp/corp/news/info/2020/20200319_01/">https://www.softbank.jp/corp/news/info/2020/20200319_01/</a>

分類	項目	項番	内容	内容詳細	窓口
民間	支払期限延長	6	電話料金等の支払い 【SoftBank 光】 【SoftBank Air】 【Yahoo! BB】 【SoftBank ブロードバンドサービス】 【おうちのでんわ】	お支払い期限が2020年2月25日以降となっている料金について、お客さまからのお申し出があった場合に、2020年6月末日までお支払い期限を延長	「SoftBank 光」「SoftBank Air」「Yahoo! BB」「SoftBank ブロードバンド サービス」などのインターネット接続サービス、「おうちのでんわ」 0800-170-4540（午前10時～午後6時、平日のみ） <a href="https://www.softbank.jp/corp/news/info/2020/20200319_01/">https://www.softbank.jp/corp/news/info/2020/20200319_01/</a>
	支払期限延長	7	電話料金等の支払い 【ODNなど】 【おとくラインなど（固定電話）】	お支払い期限が2020年2月25日以降となっている料金について、お客さまからのお申し出があった場合に、2020年6月末日までお支払い期限を延長	「ODN」などの上記以外の一部インターネット接続サービス、「おとくライン」など固定電話サービス 0800-222-6878（午前10時～午後5時、土日祝日、年末年始を除く）
	支払期限延長	8	電話料金等の支払い 【ワイモバイル】	お支払い期限が2020年2月25日以降となっている料金について、お客さまからのお申し出があった場合に、2020年6月末日までお支払い期限を延長	ワイモバイル 0800-170-9102（午前10時～午後6時、平日のみ） <a href="https://www.softbank.jp/corp/news/info/2020/20200319_01/">https://www.softbank.jp/corp/news/info/2020/20200319_01/</a>
	支払期限延長	9	電話料金等の支払い 【ワイモバイル（法人）】	お支払い期限が2020年2月25日以降となっている料金について、お客さまからのお申し出があった場合に、2020年6月末日までお支払い期限を延長	ワイモバイルの法人サービス 0120-923-157（午前10時～午後5時、平日のみ） <a href="https://www.softbank.jp/corp/news/info/2020/20200319_01/">https://www.softbank.jp/corp/news/info/2020/20200319_01/</a>
	支払期限延長	10	電話料金等の支払い 【ソフトバンクでんき】	お支払い期限が2020年2月25日以降となっている料金について、お客さまからのお申し出があった場合に、2020年6月末日までお支払い期限を延長	ソフトバンクでんき 0800-170-4541（午前10時～午後6時、平日のみ） <a href="https://www.softbank.jp/corp/news/info/2020/20200319_01/">https://www.softbank.jp/corp/news/info/2020/20200319_01/</a>
	web無償化	11	web無償化 【NTTドコモ】	25歳以下の「1GB追加オプション」および「スピードモード」を50GBまで無償化 実施期間 2020年4月1日（水）～2020年6月30日（火）	NTTドコモ ホームページで確認してください <a href="https://www.nttdocomo.co.jp/info/news_release/2020/04/03_00.html">https://www.nttdocomo.co.jp/info/news_release/2020/04/03_00.html</a>
	web無償化	12	web無償化 【OCN】	2020年4月1日時点で25歳以下のお客さまを対象に、各月末を利用期限とするデータ通信容量を無償で追加します。 実施期間 2020年4月9日（木）～2020年6月30日（火）	OCN ホームページで確認してください <a href="https://www.ntt.com/personal/services/mobile/one/member/u2510g-202004.html">https://www.ntt.com/personal/services/mobile/one/member/u2510g-202004.html</a>
	web無償化	13	web無償化 【KDDI】	25歳以下のお客さまを対象に、データ定額サービス/料金プランでの月間データ容量超過後にデータチャージされたご利用分のうち、50GB分までのご利用料金 およびテザリングオプション利用料を無償化 実施期間 2020年4月1日（水）～2020年6月30日（火）	KDDI ホームページで確認してください <a href="https://news.kddi.com/kddi/corporate/newsrelease/2020/04/03/4364.html">https://news.kddi.com/kddi/corporate/newsrelease/2020/04/03/4364.html</a>
	web無償化	14	web無償化 【Softbank】	25歳以下の個人のお客さまを対象に、追加データの購入料金を最大50GBまで無償化します。また、「ソフトバンク」のスマホやタブレット端末などのテザリングオプションの利用料金を無償化します。 実施期間 2020年4月3日（金）～2020年6月30日（火）	Softbank ホームページで確認してください <a href="https://www.softbank.jp/corp/news/info/2020/20200403_01/">https://www.softbank.jp/corp/news/info/2020/20200403_01/</a>